

令和 8 年度価格転嫁促進事業業務  
業務委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度価格転嫁促進事業業務

2 目的

昨今の原油価格の高騰や円安の進展等によるエネルギーコスト及び原材料価格、並びに労務費の上昇は、県内事業者には大きな影響を及ぼしている。県内事業者の持続的な収益力向上や設備投資、賃上げを実現するためには、円滑な価格転嫁と適正価格での取引が必要不可欠であるが、原価計算や価格交渉の進め方が分からず、適切な価格転嫁を実現できていない県内事業者も多い。

一方、県内事業者における適切な価格転嫁の促進は、賃上げや新たな設備投資等の原資の確保、並びに経済の好循環に結び付けることができる重要な取組である。

上記を踏まえ、和歌山県では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、持続的な賃上げに向け、省力化や業務効率化などの生産性向上のために行う設備投資等への補助や助成金の支給、適正な価格転嫁を進めていくための伴走支援を行う「わかやま賃上げ環境整備支援パッケージ」を実施する。

そのうち、本事業では、価格転嫁の取組への理解を促進するセミナーを開催するとともに、より実践的な手法を学ぶことができるワークショップの開催、原価計算や価格交渉の手法に精通した専門家を企業に派遣し、事業者の価格交渉スキル向上等の支援を行うことにより、県内事業者の適切な価格転嫁の実現を促進する。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 予算上限額

19,999,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 業務内容

(1) 価格転嫁促進に係るセミナーの開催

県内事業者における価格転嫁の取組に対する理解促進を図るため、価格転嫁の進め方についての基礎的な知識やノウハウ、優良事例について解説するセミナーを企画し、運営すること。また、これらに附随する一連の業務を実施すること。

なお、セミナーの開催に当たっては、以下に掲げる事項に留意すること。

① 開催回数

2回(紀北及び紀南)

② 開催時期

令和8年7月頃

③ 受講者募集時期

令和8年6月頃

④ 開催形式

現地開催形式

⑤ 開催場所

紀北：和歌山市内

紀南：田辺市内

⑥ 実施時間

3時間程度

⑦ 受講対象者

県内事業者、県内支援機関 ほか

※ 県内に事業所を有する県外本社の事業者も対象とする。

⑧ 募集人数

各会場30名程度

⑨ セミナー内容

セミナーの企画に当たっては、以下に掲げる事項を盛り込むこと。

なお、セミナーの内容については、県と協議の上、決定すること。

ア 価格転嫁取組解説

法改正など国の動向を踏まえながら、価格転嫁の取組の必要性を解説するとともに、価格転嫁に関する制度や交渉を行う上で準備を行うべきポイントについて解説すること。また、価格転嫁検討ツール等のサポートツールについても併せて紹介を行うこと。

イ 優良事例紹介

価格転嫁に関する先進的な取組を実施している事業者に登壇を依頼し、その独自の取組について紹介すること。また、登壇事業者間でのパネルディスカッションも実施すること。

なお、登壇事業者の選定に当たっては、県内で割合の高い業種(製造業、卸売・小売業、宿泊・サービス業)から1社ずつの計3社を選定すること。

ウ 質疑応答

参加者からの質問に回答する機会を設けること。

エ アンケートの実施

セミナー終了後には、理解度や満足度等を調査するためのアンケートを実施すること。

⑩ 周知広報

セミナーの開催を事業者等に周知するため、受講者を募集する際に必要となるチラシ等の広報資材を作成すること。また、積極的に広報を行い、集客に努めること。

なお、作成した広報資材は県に提出すること。

⑪ その他

受講料については、徴収しないこと。

(2) 価格転嫁促進に係るワークショップの開催

上記(1)での価格転嫁に関する基礎的な知識やノウハウの習得に加え、原価計算の方法など、より実践的な手法を学ぶことができるワークショップを企画し、運営すること。また、これらに附随する一連の業務を実施すること。

なお、ワークショップの開催に当たっては、以下に掲げる事項に留意すること。

① 開催回数

2回(紀北及び紀南)

② 開催時期

令和8年8月頃

③ 受講者募集時期

令和8年6月頃

④ 開催形式

現地開催形式

⑤ 開催場所

紀北：和歌山市内

紀南：田辺市内

⑥ 実施時間

3時間程度

⑦ 受講対象者

県内事業者、県内支援機関 ほか

※ 県内に事業所を有する県外本社の事業者も対象とする。

⑧ 募集人数

各会場20名程度

⑨ ワークショップ内容

ワークショップの企画に当たっては、以下に掲げる事項を盛り込むこと。

なお、ワークショップの内容については、県と協議の上、決定すること。

ア 実践的手法の習得

(ア) 価格転嫁検討ツール等のサポートツールを活用した実際の原価計算の演習を行うこと。

(イ) 固定費・変動費・損益分岐点のシミュレーションで、目指すべき利益率を明確

にし、その設定した利益を達成するための価格転嫁や管理手法等を学ぶことができるようにすること。

イ 質疑応答

参加者からの質問に回答する機会を設けること。

ウ アンケートの実施

ワークショップの終了後には、理解度や満足度等を調査するためのアンケートを実施すること。

⑩ 周知広報

ワークショップの開催を事業者にも周知するため、受講者を募集する際に必要となるチラシ等の広報資材を作成すること。また、積極的に広報を行い、集客に努めること。

なお、作成した広報資材は県に提出すること。

⑪ その他

受講料については、徴収しないこと。

(3) 価格転嫁促進に係る伴走支援の実施

県内事業者における価格交渉スキルの向上等を図るため、専門家を派遣し、伴走支援を実施すること。また、これらに附随する一連の業務を実施すること。

なお、伴走支援の実施に当たっては、以下に掲げる事項に留意すること。

① 実施時期

「令和7年度価格転嫁促進事業」活用事業者：令和8年5～10月頃

新規支援先事業者：令和8年10月～令和9年3月

② 支援先事業者募集時期(新規)

令和8年9月頃

※ 「令和7年度価格転嫁促進事業」活用事業者へは、令和8年5月頃に本支援を希望するか意向確認を行うこと。

③ 実施形式

現地訪問形式

※ 原則、現地訪問形式とするが、支援先事業者の都合により、やむを得ず現地訪問形式での実施が困難な回が生じた場合は、県と対応を協議すること。

④ 支援対象者

県内事業者

※ 県内に事業所を有する県外本社の事業者も対象とする。

※ 「令和7年度価格転嫁促進事業」において、伴走支援を受けた事業者も対象とする。

⑤ 支援社数

10社

※ 「令和7年度価格転嫁促進事業」活用事業者数は、最大4社となる。

※ 1社当たりの支援回数が下記⑥の上限回数に満たない場合、残数に応じて支援社数を追加する可能性があることに留意すること。

⑥ 1社当たりの支援上限回数

6回(原則、月1回実施)

⑦ 1回当たりの支援時間

2時間程度

⑧ 支援内容

県内事業者に対して専門家を派遣し、自社の経営診断・分析、原価計算のほか、業界毎で異なる商慣習に沿った支援や各事業者が置かれている状況に応じた価格交渉スキルの向上に資する支援など、事業者毎にカスタマイズした支援内容で実施することで、県内事業者を価格交渉のフェーズにまで引き上げること。

なお、単なる価格交渉スキル向上の支援だけではなく、経営診断の結果を踏まえた経営改善につながる支援も行うこと。

⑨ アンケートの実施

伴走支援終了後には、満足度等を調査するためのアンケートを実施すること。

なお、アンケートの内容については、県と協議の上、決定すること。

⑩ 周知広報

伴走支援の実施を事業者に周知するため、支援先事業者を募集する際に必要となるチラシ等の広報資材を作成すること。また、積極的に広報を行い、集客に努めること。

なお、作成した広報資材は県に提出すること。

⑪ 派遣する専門家

派遣する専門家について、最低1人は中小企業支援法(昭和38年法律第147条)に基づく中小企業診断士の資格を有していること。

⑫ その他

ア 伴走支援実施期間中においては、面談時間だけではなく、それ以外の時間においても、支援先事業者から相談等があった場合は、対応できる体制を構築すること。

イ 事前課題を課すことや、事業者からの提供データの確認等は面談時間以外で実施するなど、面談時間を有効活用できるよう工夫すること。

ウ 支援料については、徴収しないこと。

(4) 周知広報

周知広報の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

なお、周知広報の内容等については、県と協議の上、決定すること。

① ホームページの開設・運営

ア 開設期間

令和8年6月～令和9年3月

イ 掲載内容

(ア) 価格転嫁の必要性等に関する啓発

(イ) 本事業の案内

② 広報コンテンツの掲載等

ア 掲載時期

各事業募集時

イ 掲載形式

新聞等のメディア媒体への広報コンテンツの掲載や SNS 等からの発信

ウ 掲載内容

(ア) 価格転嫁の必要性等に関する啓発

(イ) 本事業の案内

6 実施体制

事業実施に当たっては、本事業の趣旨を十分に理解し、業務の遂行を十分成し得る知識と経験を有する者を従事させることとし、必要かつ適切な人員配置を行うこと。また、異動等により担当者に変更が生じる場合は、その旨直ちに報告すること。

7 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次のとおりとする。

(1) 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費

事業の実施に必要な交通費(電車代、タクシー代等)

(3) 印刷製本費

テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費(電話代、郵送代等)

(6) 再委託費

事業の一部を再委託する場合の経費

(7) 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

(8) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(9) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

(10) その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

8 成果物の提出

本業務が完了した際は、以下のとおり成果物を提出すること。

なお、成果物の内容、提出方法及び様式については、県と協議の上、決定すること。

(1) 提出書類

- ① 「5 業務内容」に関する実績報告書
- ② 本業務委託経費収支予算書及び支出明細書
- ③ その他、県が指示する書類

(2) 提出先

和歌山県商工労働部企業政策局企業振興課

(3) 提出期限

令和9年3月31日

9 個人情報保護

業務を遂行する上で入手した個人情報の取扱については、個人情報保護法等の法令遵守に加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

なお、関係者等に対し、メールによる連絡を行う場合は、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう、BCC機能により送信するなど、個人情報の流出防止に万全を期すこと。

10 機密保持等

(1) 本業務を遂行するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい又は本事業以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

(2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。

なお、この項目については、上記3の委託期間終了後においても同様とする。

11 著作権等

(1) 本業務の遂行により生じた著作権(著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。)は、すべて県に帰属するものとする。

(2) 第三者が権利を有する著作物(写真等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重

な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。

- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に関する権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。

## 12 その他留意事項

- (1) 受託者は、県と連絡を密に取り、その指示に従うこととし、業務を遂行すること。また、疑義が生じた場合には、速やかに県に連絡し、指示を受けること。
- (2) 受託者は、業務の遂行に当たり、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。  
なお、本仕様書に記載のない事項については、県と協議の上、業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗に関して、県に対して定期的に報告を行うこと。
- (4) 本事業実施に当たり、やむを得ない事情等により、仕様内容に大幅な変更が生じた場合は、県と協議の上、契約の変更を行うものとする。
- (5) 本業務に係る経費は証拠書類に基づき精算するため、証拠書類については適正に保管すること。